

貿易協定等における社会条項（労働条項）と「ビジネスと人権」

専修大学 濱田太郎

1. はじめに

・「ビジネスと人権」に関する指導原則

人権及び基本的自由を尊重保護及実現する国家の国際人権法上の義務

ILO 基本的原則権利宣言で列挙された基本的権利及び原則が含まれる

ILO 条約等は企業の人権尊重義務の文脈でも指摘（三者代表制度）

垂直的および水平的な政策の一貫性（貿易投資協定⇔ビジネスと人権条約/国際人権法）

・国家の人権保護義務は、近年の貿易協定等における社会条項と ILO 基本的原則権利宣言という共通目標を有している（はず）

・ビジネスと人権条約第三修正草案第 14 条 5 項「他の国際法原則等との一貫性を維持する義務」

貿易協定等のうち既存の協定については ビジネスと人権条約及び関連人権条約等に基づく義務を履行する能力を損なわないまたは制限しない方法で解釈実施することが義務づけられている。新たな協定を締結する場合にはこうした義務に適合するものとするのが義務づけられている。

=貿易投資協定とビジネスと人権条約/国際人権法が「抵触」する可能性を前提（想定）

2. 貿易協定等における社会条項の発展

(1) 社会条項の誕生と南北対立

社会条項=国際法/国内法上の労働に関連する条項。貿易自由化、開発援助供与、特恵付与等の要件
貿易と労働を関連付ける着想は、19 世紀後半以降→ILO 創設。

国際貿易機関 (ITO) 憲章 (未発効) では「不公正な労働条件」を禁止

米国/北欧諸国等が GATT の改正を提唱→日本や途上国の強い反発→GATT/WTO で規律されず

GATT 初期 日本の社会的ダンピング 労働基準を無視した低価格輸出

→GATT35 条に基づく特定国間不適用

日本や途上国の工業化の進展→輸出自主規制・市場秩序維持協定（管理貿易）

社会条項=国内産業保護目的（保護主義）、比較優位を制限

(2) 特恵における社会条項の発展

先進国は特恵制度を通じて社会条項を一方的に適用

途上国 (UNCTAD) 側の要求 (理想): 一般特恵制度(GSP)=すべての途上国のすべての産品を対象

⇔現実: 先進国の一方的恩典 (適用対象・産品、数量割当、卒業・除外、原産地規則等を決定)

保護主義的性格

(a) 米国の GSP における社会条項

特恵適用+停止条件: 「国際的に認められた労働者の権利」の保護

停止 (除外) の請願手続

(b) EEC/EC/EU における社会条項

第2次ロメ協定改正交渉での社会条項の断念→1994年以降追加的特恵制度（麻薬取締、社会条項）→
2005年以降持続可能開発/グッドガバナンス特恵（GSP プラス）

GSP プラス 特恵適用+停止条件：27条約「遵守」（2024年1月以降6条約追加予定）

(c) 評価

一方主義的性格、片務性、一時的恩恵、低/中所得国対象
定期的継続的監視制度、外交的経済的配慮

(3) 地域経済統合における社会条項の発展

(a) 北米労働協力協定（NAALC）から米国メキシコカナダ協定（USMCA）へ

① NAALC

実体規定

国内法令遵守義務（2.1条）

紛争解決手続

意見書提出手続（16.3条）＝他方締約国の労働法等の問題を提起。市民社会の国際的連携を促す。

協力的手続→強制的手続

→全紛争（41件）は協力的手続で解決（社会条項の肯定的評価が広がった原因の1つ）

救済に直結しない問題点

② CAFTA

実体規定

国内法令効果的实施義務（NAALC国内法令遵守義務を強化）（16.2条1項）

ILO 基本的原則権利宣言遵守（16.1条1項「義務再確認」）

紛争解決手続（国内法令効果的实施義務のみ強制的手続に付託可）

意見書提出手続（16.4条3項）

協力的手続→強制的手続

グアテマラ仲裁パネルで国内法令効果的实施義務違反認定されず

③ USMCA

実体規定

ILO 基本的原則権利宣言遵守（NAALC国内法令遵守義務を発展）（23.3条1項）

国内法令遵守義務（≒NAALC型国内法令遵守義務）（23.3条2項）

国内法令効果的实施義務（23.5条1項）注11+12

強制労働産品輸入禁止義務（23.6条1項）

団体交渉権に関する国内法令制定執行義務（メキシコのみ）（附属書23-A）

労働原産割合

紛争解決手続

公衆意見書提出手続（23.11条）

協力的手続→強制的手続

事業場特定の迅速対応労働制度（附属書31）

(b)EU の新世代 FTA

2000 年代初頭の貿易協定における社会条項：協議と協力のみを規定

新世代 FTA←リスボン条約以降欧州価値共有

- ① ILO 基本的権利原則宣言の遵守、ILO 条約批准努力義務
- ② 国内法令効果的執行義務
- ③ 紛争解決手続（協力的手続）

(c)評価

・近年の地域経済統合における社会条項では、双務的義務、とりわけ、両締約国が同一の普遍的義務（基本的 ILO 条約「遵守」）を負うものが見られる（社会条項の肯定的評価が広がった原因の 1 つ）

・紛争解決手続を通じた「実施確保」

EU 型では強制性がない、米国型では強制的制度が用いられていない

＝紛争は協力的手続を通じて解決されてきた（社会条項の肯定的評価が広がった原因の 1 つ）

しかし、NAALC 協力的手続では被害者の救済に直結しないという問題点→USMCA

紛争事例 採用前妊娠検査事件（メキシコ）

リンゴ農家移民労働者事件（米国）

・実施確保の「真の原動力」は市民社会（労働運動）の国際的連携→共通意識の醸成

米国型：（他方締約国の国内当局に対する）意見書提出手続、EU 型：制度上の市民社会の国際的連携

NAALC/USMCA では移民労働者の分野で大きな成果があった（国際的連携を生み出した）と評価

米州人権裁判所勧告的意見「正規に登録されていない（undocumented）移民の権利」（OC-18/03

2003 年 9 月 17 日）

USMCA 付属書 23-A＝批准前手続の重要性

韓国による基本的 ILO 条約批准→日本による基本的 ILO 条約批准に影響

・救済に焦点を当てた実体規定/紛争解決手続の発展（USMCA 事業場特定の迅速対応労働制度）

3. おわりに

・社会条項は、規律内容次第により国内産業の保護主義目的となることもあれば普遍的な人権保障に役立つ場合もある。近年は、国家の人権保護義務としてだけ、救済の側面でも一定の役割（条約上の紛争解決制度は国家間の紛争解決制度であるがより救済に焦点を当てた制度も制定された）

・貿易協定等の社会条項を通じた人権保障＝相互主義的・互恵主義的な人権保障としての特異性

公正貿易（公正な国際的競争条件）の確保

他方締約国の利益＝自国の利益に合致

・近年の地域統合における社会条項では、その紛争解決手続等を通じた市民社会の国際的連携が重要である。例えば、公務員の労働基本権や移民労働者の人権状況などは他方締約国の労働運動・市民社会と国際的に連携して日本の状況を改善すべきであろう。他方で、この制度はうまく使わないと一方的な価値の押し付けの道具になり両国の対立を招きかねない。例えば、捕鯨問題や死刑廃止など。

→TPP では活用されていない＝米国が主導し制定した経緯。市民社会の国際的連携が未発達

→EU 型では EU が主導する形で韓国・日本で大きな成果（市民社会の国際的連携）。今後も EU の主導

による可能性。

【参考文献】

- ・濱田太郎「EU の特惠制度における社会条項－「貿易と労働」問題を中心に」『EU 法研究』第 5 号 (2018 年)
- ・濱田太郎「国際経済法における社会条項(労働条項)－貿易自由化と人権保障」『国際法のフロンティア 宮崎繁樹先生追悼論文集』日本評論社 (2019 年)
- (著書)
- ・Munck, Ronaldo ed. , “Labour and Globalisation: Results and Prospects”, Liverpool University Press, 2004
- ・Ness, Immanuel, Immigrants, Unions, And The New U.S. Labor Market, Temple Univ Press,(2005).
- ・Graubart, Jonathan, “Legalizing Transnational Activism: The Struggle to Gain Social Change from Nafta's Citizen Petitions” Pennsylvania State Univ Press(2008)
- ・Kay, Tamara, “NAFTA and the Politics of Labor Transnationalism”, Cambridge University Press; (2011).
- ・Compa, Lance and Brooks, Tequila, ”NAFTA and NAALC: Twenty-Five Years of North American Trade - Labour Linkage”, 2nd. ed., Kluwer Law International, 2019
- ・Bellace Janice R. and ter Haar, Beryl ed., “Research Handbook on Labour, Business and Human Rights Law”, Edward Elgar Publisher, (2019).
- ・Ann Elliott ed., “Handbook on Globalisation and Labour Standards”, Edward Elgar Publisher, (2022)
- (論文)
- ・Alston, Philip, ‘Linking Trade and Human Rights’, “German Yearbook of International Law”, Vol. 23, (1980)
- ・Charnovitz, Steve, ‘The Influence of International Labour Standards on the World Trading Regime - A Historical Overview’, “International Labour Review”, Vol.126, No.5, (1987)
- ・Charnovitz, Steve, ‘Fair Labor Standards and International Trade’, “Journal of World Trade Law”, Vol. 20, (1986),
- ・吾郷眞一「WTO と ILO－自由貿易体制と労働者の権利保障」『法律時報』82 卷 3 号 (2010 年)
- ・Nolan García, Kimberly A., Transnational Advocates and Labor Rights Enforcement in the North American Free Trade Agreement, Latin American Politics and Society ,Vol. 53, No. 2 (2011).
- ・Vogt, Jeffrey S., ‘The Evolution of Labor Rights and Trade—A Transatlantic Comparison and Lessons for the Transatlantic Trade and Investment Partnership’, Journal of International Economic Law, 18, (2015).
- ・Harrison, James, et al., ‘Labour Standards Provisions in EU Free Trade Agreements: Reflections on the European Commission’s Reform Agenda’, World Trade Review, 18-4(2019).
- ・Nolan García, Kimberly A., The Diffusion of Fundamental Rights in the Atlantic Basin through EU Trade Policy, Flôres Jr., Renato G.and Martin, Francine T. eds. , Trade and Commercial Interactions in the Atlantic Basin: Present and Future Issue, Brookings Institution Press, 2019
- ・Claussen, Kathleen, ‘Reimagining Trade-Plus Compliance: The Labor Story’, Journal of International Economic Law, 23(2020).

・ Gabriel, Christina and Macdonald, Laura, New architectures for migration governance: NAFTA and transnational activism around migrants' rights, Third World Quarterly, Volume 42, 2021.

米国型	
NAALC	<p>実体規定</p> <p>国内法令遵守義務（≒EU 型高水準保護達成義務）（2.1 条）</p> <p>紛争解決手続</p> <p>意見書提出手続（16.3 条）</p> <p>協力的手続→強制的手続</p>
CAFTA	<p>実体規定</p> <p>国内法令効果の実施義務（NAALC 国内法令遵守義務を強化）（16.2 条 1 項）</p> <p>ILO 基本的原則権利宣言遵守（16.1 条 1 項「義務再確認」）</p> <p>紛争解決手続（国内法令効果の実施義務のみ強制的手続に付託可）</p> <p>意見書提出手続（16.4 条 3 項）</p> <p>協力的手続→強制的手続</p>
TPP	<p>実体規定</p> <p>ILO 基本的原則権利宣言遵守（NAALC 国内法令遵守義務を発展）（19.3 条）</p> <p>国内法令効果の実施義務（19.5 条）</p> <p>強制労働産品輸入禁止努力義務（19.6 条）</p> <p>紛争解決手続</p> <p>公衆意見書提出手続（19.9 条）</p> <p>協力的手続→強制的手続</p>
USMCA	<p>実体規定</p> <p>ILO 基本的原則権利宣言遵守（NAALC 国内法令遵守義務を発展）（23.3 条 1 項）</p> <p>国内法令遵守義務（≒NAALC 型国内法令遵守義務）（23.3 条 2 項）</p> <p>国内法令効果の実施義務（23.5 条 1 項）注 11+12</p> <p>強制労働産品輸入禁止義務（23.6 条 1 項）</p> <p>団体交渉権に関する国内法令制定執行義務（メキシコのみ）（附属書 23-A）</p> <p>労働原産割合</p> <p>紛争解決手続</p> <p>公衆意見書提出手続（23.11 条）</p> <p>協力的手続→強制的手続</p> <p>事業場特定の迅速対応労働制度（附属書 31）</p>

EU 型	
EU 韓国	<p>実体規定</p> <p>高水準保護達成義務（≡米国型国内法令遵守義務）（13.3 条）</p> <p>国内法令効果的实施義務（13.7 条 1 項）</p> <p>ILO 基本的原則権利宣言遵守（13.4 条 3 項）</p> <p>ILO 条約批准努力義務（13.4 条 3 項）</p> <p>紛争解決手続（FTA 全体の紛争解決手続を排除）</p> <p>章独自の協力的手続（連絡部局、持続可能開発委員会、市民共同対話（国内諮問委員会が実施）、国内諮問委員会、政府間協議、専門家パネル）</p>
EU 日本	<p>実体規定</p> <p>高水準保護達成義務（≡米国型国内法令遵守義務）（16.2 条 1 項）</p> <p>国内法令効果的实施義務（16.2 条 2 項）</p> <p>ILO 基本的原則権利宣言遵守（16.3 条 2 項）</p> <p>ILO 条約批准努力義務（16.3 条 3 項）</p> <p>紛争解決手続（FTA 全体の紛争解決手続を排除）</p> <p>章独自の協力的手続（連絡部局、持続可能開発委員会、市民共同対話（締約国が実施）、国内諮問委員会、政府間協議、専門家パネル）</p>

基本的 ILO 条約（中核労働基準）

結社の自由・団体交渉権の承認	<p>結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87 号条約）</p> <p>157 か国批准、未批准国（バーレーン、中国、インド、オマーン、ニュージーランド、アラブ首長国連邦、米国等）※韓国が批准（2022 年 4 月発効）</p> <p>団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98 号条約）</p> <p>168 か国批准、未批准国（バーレーン、中国、インド、オマーン、アラブ首長国連邦、米国等）※韓国が批准（2022 年 4 月発効）</p>
強制労働の禁止	<p>強制労働に関する条約（29 号条約）</p> <p>180 か国批准、未批准国（米国等）※韓国が批准（2022 年 4 月発効）</p> <p>※中国が批准（2022 年 8 月：未発効）</p> <p>強制労働の廃止に関する条約（105 号条約）</p> <p>178 か国批准、未批准国（韓国等）※日本が批准（2022 年 6 月：未発効）</p> <p>※中国が批准（2022 年 8 月：未発効）</p>
児童労働の禁止	<p>就業の最低年齢に関する条約（138 号条約）</p> <p>175 か国批准、未批准国（オーストラリア、ニュージーランド、米国等）</p> <p>最悪の形態の児童労働の禁止に関する条約（182 号条約）</p> <p>187 か国批准、未批准国なし</p>
差別の撤廃	<p>同一の価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約</p>

	約（100 号条約） 174 か国批准、未批准国（バーレーン、オマーン、米国等） 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111 号条約） 175 か国批准、未批准国（日本、オマーン、米国等）
安全衛生(2022 年 6 月追加： 2024 年発効)	職業上の安全及び健康に関する条約（155 号条約） 75 か国批准、日本未批准 職業上の安全及び健康促進枠組条約（187 号条約） 58 か国批准（日本批准）

NORMLEX ILO 全加盟国 187 か国 批准国・未批准国は 2022 年 9 月 14 日現在

<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/>

4 分野では、米国が批准した条約は 105 号条約と 182 号条約の 2 条約のみ。日本が未批准の条約は 111 号条約の 1 条約

【参考条文】

North American Agreement on Labor Cooperation (NAALC)

Article 2: Levels of Protection

Affirming full respect for each Party's constitution, and recognizing the right of each Party to establish its own domestic labor standards, and to adopt or modify accordingly its labor laws and regulations, each Party shall ensure that its labor laws and regulations provide for high labor standards, consistent with high quality and productivity workplaces, and shall continue to strive to improve those standards in that light.

EU 韓国 FTA

Article 13.4 Multilateral labour standards and agreements

3. The Parties, in accordance with the obligations deriving from membership of the ILO and the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up, adopted by the International Labour Conference at its 86th Session in 1998, commit to respecting, promoting and realising, in their laws and practices, the principles concerning the fundamental rights, namely:

- (a) freedom of association and the effective recognition of the right to collective bargaining;
- (b) the elimination of all forms of forced or compulsory labour;
- (c) the effective abolition of child labour; and
- (d) the elimination of discrimination in respect of employment and occupation.

The Parties reaffirm the commitment to effectively implementing the ILO Conventions that Korea and the Member States of the European Union have ratified respectively. The Parties will make continued and sustained efforts towards ratifying the fundamental ILO Conventions as well as the other Conventions that are classified as 'up-to-date' by the ILO.

(日 EUEPA 第 16.3 条 2 項及び 3 項に類似)